	空港施設		
設計	点検・診断	設計	
業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	
港湾施設の維持管理に係る法令に関する知識を有すること 2　港湾施設の点検・診断や調査を元に、既存施設の維持・修繕に必要な設計に関する知識を有することを確認するものであること 3　港湾または港湾と同種の施設に関する業務の実務経験を有することを確認するものであること	滑走路、誘導路及びエプロンの点検・診断業務の実施にあたり、施設の保安上の管理に関する法令及び空港の設置基準に関する知識を有すること 2　空港舗装の点検技術、点検方法等に関する知識を有することを確認するものであること 3　航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 4　点検・診断に関しての実務経験を有すること	滑走路、誘導路及びエプロンの舗装補修等の基準に関する法令及び空港の設置基準に関する知識を有すること 2　空港舗装の点検技術、点検方法等に関する知識を有することを確認するものであること 3　航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 4　点検・診断に関しての実務経験を有すること	
業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者） 港湾施設の維持・修繕設計業務の技術上の基準を定める省令第四条第二項及び第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に関する能力	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者） 滑走路、誘導路及びエプロンの点検・診断業務の実施にあたり、施設の保安上の管理に関する法令及び空港の設置基準に関する知識を有すること 2　空港舗装の点検技術、点検方法等に関する知識を有することを確認するものであること 3　航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 4　点検・診断に関しての実務経験を有すること	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者） 滑走路、誘導路及びエプロンの舗装補修等の基準に関する法令及び空港の設置基準に関する知識を有すること 2　空港舗装の点検技術、点検方法等に関する知識を有することを確認するものであること 3　航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 4　修繕・更新設計に関しての実務経験を有すること	
業務の管理及び統括を行う者（管理技術者） 港湾施設の維持・修繕設計業務の技術上の基準を定める省令第四条第二項及び第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に関する能力	業務の管理及び統括を行う者（管理技術者） 滑走路、誘導路及びエプロンの点検・診断業務の実施にあたり、施設の保安上の管理に関する法令及び空港の設置基準に関する知識を有すること 2　空港舗装の点検技術、点検方法等に関する知識を有することを確認するものであること 3　航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 4　点検・診断に関しての実務経験を有すること	業務の管理及び統括を行う者（管理技術者） 滑走路、誘導路及びエプロンの舗装補修等の基準に関する法令及び空港の設置基準に関する知識を有すること 2　空港舗装の点検技術、点検方法等に関する知識を有することを確認するものであること 3　航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 4　修繕・更新設計に関しての実務経験を有すること	

この表中の公園施設（遊具）とは、都市公園法施行令第五条に規定する遊戯施設（ただし、建築基準法施行令第百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げる遊戯施設を除く。）のうち、主として子供の利用に供することを目的として、地面に固定されているものをいう。

○国土交通省告示第千百八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

東北縦貫自動車道弘前線　東京都練馬区大泉町五丁目一六二番から東京都練馬区大泉町五丁目一七〇番まで　平成二十六年十一月二十八日九時

○国土交通省告示第千百九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第二十二項において準用する同法第四十三条の十一第四項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けをもつて、同法第四十三条の十一第二項の規定により埠頭群を一体的に運営することが国際競争力の強化に資する二以上の国際戦略港湾として指定した大阪及び神戸における同法附則第二十項の規定による埠頭群の区分及び同項第四号の規定による区域の指定を取り消すこととしたので、同法附則第二十二項において準用する同法第四十三条の十一第五項において準用する同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

官庁報告

官庁事項

平成26年度公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録の申請について

平成26年度公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録の申請について、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号）第3条第5項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年11月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　申請書の提出期間

平成26年11月28日（金）～12月19日（金）

2　その他　その他申請にあたっての必要な事項は、国土交通省大臣官房技術調査課のホームページに掲載する「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録申請の手引き」を参照のこと。

国家試験

通関士試験合格者

通関業法施行規則（昭和42年大蔵省令第50号）第8条の規定により、第48回通関士試験（平成26年10月5日実施）の合格者を次のとおり公告する。

平成26年11月28日

函館税関長　笠井　俊彦
東京税関長　青木　一郎
横浜税関長　大西　一清
名古屋税関長　河上　洋右
大阪税関長　後藤　真一
神戸税関長　山村　武史
門司税関長　廣田　恭一
長崎税関長　菊川　正博
沖縄地区税関長　宍戸　秀行

函館税関（試験地　北海道）

受験番号	氏名
1001	畑中　秀孝
2006	三浦　沙織
3009	岩舘　勇揮
3018	宮部　健司
3053	髙橋　千尋
3061	濱田　大資
3083	舟木　信雄

東京税関（試験地　新潟県）

受験番号	氏名
1001	柴田　英治
1003	佃　誠
2002	廣瀬　崇弘
3006	伊部　絢音
3012	小林　岳史
3020	松本　悠二
3024	田中　美紀
3088	田仲　夏希

東京税関（試験地　東京都）

受験番号	氏名
1001	岡本　英治
1011	永野　純一
1015	安田いづみ
1018	木村　憲治
1020	秋葉慎太郎
1025	相羽　孝則
1027	山本　和彦
1029	福島　利夫
1031	吉村　美晴
1002	星　博明
1004	長谷川正彦
2003	山之内俊晴
3007	髙橋　朋美
3015	加藤くるみ
3021	川部　琹奈
3077	本間ゆかり

受験番号	氏名
1002	松川　徳嗣
1004	長谷川正彦
2003	山之内俊晴
3007	髙橋　朋美
3015	加藤くるみ
3021	川部　琹奈
3077	本間ゆかり
1005	保坂　純一
1012	風間　健
1016	松井　美晴
1019	岡澤　俊長
1022	須藤　明夫
1026	猪間　進
1028	佐久間理恵
1030	藤井　尚志
1032	長谷川文恵